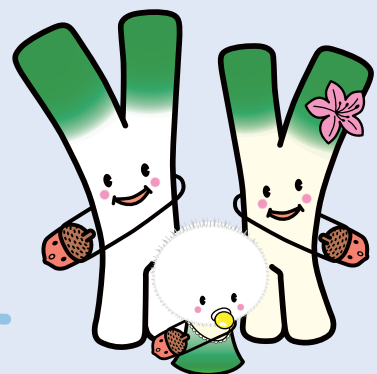


⑤ いきいきとした『まちづくり』

〈市民とともに、まちづくりを進める市役所づくり〉

- ① 市民が主体となったまちづくりの推進
- ② 透明で開かれた市政の推進
- ③ 次世代につなげる行財政基盤の確立
- ④ 電子自治体の推進
- ⑤ 広域連携の推進
- ⑥ 国・県等関係機関等との連携強化
- ⑦ まち・ひと・しごと創生（地方創生）の推進



5 いきいきとした『まちづくり』 市民とともに、まちづくりを進める市役所づくり

まちづくりの基本方向

1 市民が主体となったまちづくりの推進

基本計画 ① 市民参画と協働の推進

現況と課題

社会構造の変化に伴い、個々の価値観やライフスタイル、地域とのかかわり方が変化し、市民ニーズは複雑・多様化しています。

本市においては、平成24（2012）年に米子市民自治基本条例を制定し、市民が主体となったまちづくりを推進することを目的として、市民と行政が連携・協力していくことを求めています。

行政だけでは全ての課題に対応できないことから市民と一緒に解決を図っていくことが重要であり、自治会をはじめとする地域組織、NPO、ボランティア団体など、自主的な市民活動とさまざまな分野で協働を進め、また、支援することを通して、お互いの役割分担と責任を明確にしながら市民と行政が協働するまちづくりを推進していく必要があります。

計画目標

- 1 米子市民自治基本条例の考え方の啓発を図ります。
- 2 施策形成過程などにおける市民参画を推進します。
- 3 自治組織、NPO、ボランティア団体などとの協働を推進します。

主な施策

- 1 米子市民自治基本条例の啓発
 - 米子市民自治基本条例の考え方の啓発、周知
- 2 市民参画の推進
 - 審議会、委員会などでの市民意見の収集と反映
- 3 協働によるまちづくりの推進
 - まちづくり活動支援交付金の活用促進
 - 自治組織、NPO、ボランティア団体などの広報啓発、育成支援

【関連する個別計画】 米子市市民参画推進指針



まちづくり交付金活用事業



まちづくりワークショップ

数値目標

| 指標名 | | まちづくり活動支援交付金交付団体数 ＜平成18年度からの累計＞ | | | |
|---|------|---|------|------|-------|
| 対応する計画目標 | | 指標の説明 | | | |
| 【計画目標3】 自治組織、NPO、ボランティア団体などとの協働を推進します。 | | 本市が取組をはじめた平成18年度以降の支援団体の総数です。 まちづくり活動を行う市民活動団体を支援するため、まちづくり活動支援交付金を交付する団体数を、40団体増やし、104団体にすることを目標とします。 ※ 現状値は平成18年度(開設時)～平成27年度の累計値 | | | |
| 参考値 | | | | 現状値 | 目標値 |
| H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H32 |
| 34団体 | 42団体 | 50団体 | 59団体 | 64団体 | 104団体 |

| 指標名 | | ボランティアセンター登録団体数 ＜平成26年度からの累計＞ | | | |
|---|-----|--|------|------|-------|
| 対応する計画目標 | | 指標の説明 | | | |
| 【計画目標3】 自治組織、NPO、ボランティア団体などとの協働を推進します。 | | 平成26年のボランティア登録更新手続き後の登録団体数です。 米子市ボランティアセンターに登録している団体数を、15団体増やし、106団体にすることを目標とします。 | | | |
| 参考値 | | | | 現状値 | 目標値 |
| H23 | H24 | H25 | H26 | H26 | H32 |
| — | — | — | 91団体 | 91団体 | 106団体 |

| 指標名 | | ボランティアセンター登録人数 ＜平成26年度からの累計＞ | | | |
|---|-----|--|--------|--------|--------|
| 対応する計画目標 | | 指標の説明 | | | |
| 【計画目標3】 自治組織、NPO、ボランティア団体などとの協働を推進します。 | | 平成26年のボランティア登録更新手続き後の登録人数です。 米子市ボランティアセンターの登録人数を、300人増やし、3,630人することを目標とします。 | | | |
| 参考値 | | | | 現状値 | 目標値 |
| H23 | H24 | H25 | H26 | H26 | H32 |
| — | — | — | 3,330人 | 3,330人 | 3,630人 |



ぼらんていあ祭

5 いきいきとした『まちづくり』 市民とともに、まちづくりを進める市役所づくり

まちづくりの基本方向

1 市民が主体となったまちづくりの推進

基本計画 ② 市民自治活動の推進

現況と課題

少子高齢化、核家族化が進むなか、地域の連帯意識が希薄になる一方で、防災・防犯や福祉などへの関心は高まってきています。地域社会が抱える身近な課題を解決して、安心して暮らせる地域づくりを進めるためには、そこに暮らす住民同士の連携・協力体制が重要であり、地域の課題を住民自らが見出し、自らが解決策を考え、課題解決に取り組む地域づくり活動を進めていく必要があります。

このため、自治会をはじめとする地域自治組織などが地域づくりを実践するなかで、地域の自治意識を高め、市民自治活動を促進する活動の支援や環境整備を推進していく必要があります。

計画目標

- 1 市民主体の地域づくりを促進します。
- 2 自治会など地域組織の活動支援を図ります。
- 3 自治会活動促進のための環境整備を図ります。

主な施策

1 「地域づくりマニュアル」に基づく地域づくりの促進

- 地域づくりの取組啓発、情報提供
- 地域づくりの具体的な実践に対する支援

2 自治会など地域組織の活動支援、加入促進

- 米子市自治連合会への活動支援
- 単位自治会への自治会活動支援の強化
- 単位自治会への加入促進への支援

3 自治会活動促進のための環境整備

- コミュニティ施設整備補助事業の活用促進



米子市自治連合会定例総会

数値目標

| | | | | | |
|------------------------------|---|-----|-----|-----|------|
| 指標名 | 「地域づくりマニュアル」を活用して地域づくりに取り組む地区数 ＜平成27年度からの累計＞ | | | | |
| 対応する計画目標 | 指標の説明 | | | | |
| 【計画目標1】 市民主体の地域づくりを促進します。 | 本市が取組をはじめた平成27年度以降の地区の総数です。 平成27年度に作成したまちづくり事例集「地域づくりマニュアル」をもとに、地域づくりに取り組む地区を、毎年2地区ずつ増やし、12地区にすることを目標とします。 | | | | |
| 参考値 | | | | 現状値 | 目標値 |
| H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H32 |
| — | — | — | — | 2地区 | 12地区 |

| | | | | | |
|---------------------------------|--|--------|--------|--------|-------|
| 指標名 | 自治会加入率 | | | | |
| 対応する計画目標 | 指標の説明 | | | | |
| 【計画目標2】 自治会など地域組織の活動支援を図ります。 | 新設の集合住宅などでは自治会に加入しない傾向が見られるなど、全市の自治会加入率は減少傾向にあることから、自治会への加入促進を支援することによって、現状の自治会加入率を維持・向上することを目標とします。 | | | | |
| 参考値 | | | | 現状値 | 目標値 |
| H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H32 |
| 66.95% | 65.52% | 64.96% | 64.53% | 63.98% | 65%以上 |



地域づくり活動「ながえ祭」



コミュニティ施設整備補助事業により整備された自治集会所

基本計画 ② 市民自治活動の推進

参考資料

自治会加入の推移

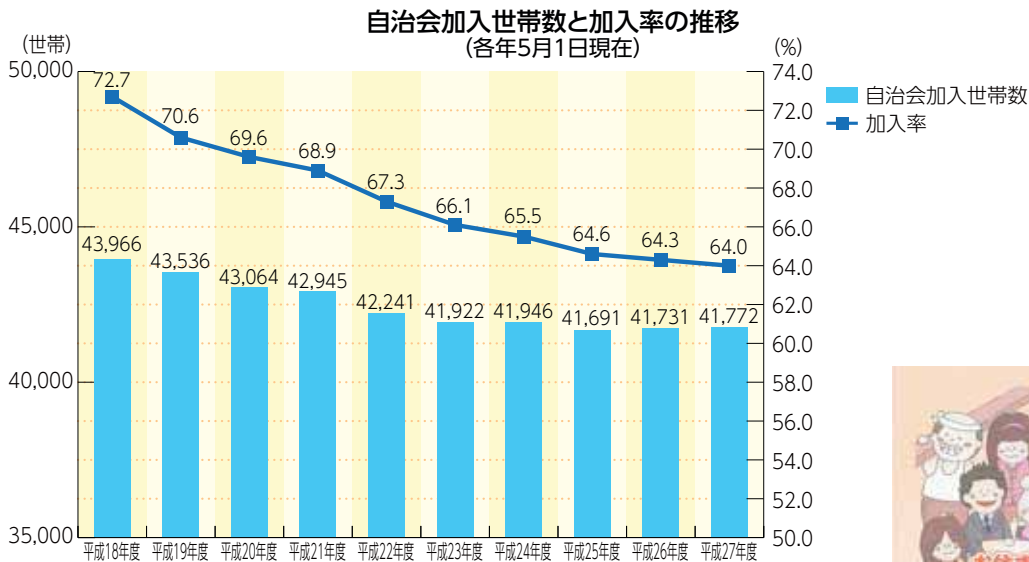
(単位：人、世帯、%)

| 区分 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 |
|----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 人口 | 150,430 | 151,388 | 150,498 | 150,271 | 150,162 |
| 世帯数 | 60,488 | 61,670 | 61,918 | 62,335 | 62,771 |
| 自治会加入世帯数 | 43,966 | 43,536 | 43,064 | 42,945 | 42,241 |
| 加入率 | 72.7 | 70.6 | 69.6 | 68.9 | 67.3 |

(単位：人、世帯、%)

| 区分 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 |
|----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 人口(人) | 150,021 | 150,194 | 150,034 | 149,964 | 149,452 |
| 世帯数(世帯) | 63,420 | 64,020 | 64,556 | 64,869 | 65,245 |
| 自治会加入世帯数 | 41,922 | 41,946 | 41,691 | 41,731 | 41,745 |
| 加入率(%) | 66.1 | 65.5 | 64.6 | 64.3 | 64.0 |

(各年5月1日現在)



<資料：市民自治推進課>



自治会加入促進チラシ

5 いきいきとした『まちづくり』 市民とともに、まちづくりを進める市役所づくり

まちづくりの基本方向

2 透明で開かれた市政の推進

基本計画 ① 情報公開の充実

現況と課題

公正で透明な、開かれたまちづくりを推進するためには、市政に関する市民の知る権利を保障するとともに、市の説明責任を果たし、市民のまちづくりへの参加を促進することが求められています。

そこで、まちづくりに必要な情報提供施策の充実や公文書の公開制度の適正な実施などを通じて、市民への行政情報の提供と公開をいっそう推進し、総合的な情報公開を展開していく必要があります。

また、迅速な情報公開の実施のために、公文書は市民との共有の知的財産であるという認識に立ち、政策形成過程の透明性を図るため、適正な管理、適切な保存、利用などに努めていく必要があります。

計画目標

- 1 公文書公開請求に対しては、原則公開の立場に立ち、米子市情報公開条例の規定に基づいた適正な公開を実施するとともに、効率的な公文書公開にむけて、引き続き制度の見直しを行っていきます。
- 2 公文書の作成、管理などを適切に行うことにより、適正かつ効率的な行政運営と市民への説明責任を果たしていきます。
- 3 行政資料などの収集を進め、情報公開コーナーのいっそうの充実に努めます。

主な施策

- 1 公文書公開制度の充実
 - 関係法令の規定に基づいた公文書公開手続きの効率的運用のための検証
- 2 公文書の適正管理など
 - 事務および事業に対する説明責任を果たすための公文書の作成
 - 公文書の適正な管理、適切な保存・利用など
- 3 情報提供施策の充実
 - 情報公開コーナーの資料整備



情報公開コーナー

参考資料

米子市情報公開制度・個人情報保護制度運用状況

(単位：件)

| 区分 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 公文書公開等決定件数 | 52 | 78 | 62 | 56 | 67 |
| 行政資料等閲覧件数 | 35 | 25 | 33 | 24 | 33 |

<資料：総務管理課>

5 いきいきとした『まちづくり』 市民とともに、まちづくりを進める市役所づくり

まちづくりの基本方向 2 透明で開かれた市政の推進

基本計画 ② 広報の充実と市政提案制度の推進

現況と課題

本市では、市民と行政が一体となってまちづくりを推進していくため、広報紙やホームページ、説明会、報道機関への情報提供など、さまざまな情報媒体・手段を活用して、施策の実施状況、市政の課題など、市民が求める情報を発信しています。

近年、スマートフォンなどの普及により、インターネットを利用した広報の必要性は、ますます高まっていますが、多様な広報手段の活用により、若者から高齢者まで、必要な情報を誰もが、より簡単にわかりやすく入手できるよう広報の充実が求められます。

また、市民の意識や市政に対する意見が多様化するなかで、市民ニーズを的確に反映した行政を推進するため、市政提案制度の周知に努めるとともに、市民と行政との相互理解が図られるよう、広聴活動に努めていく必要があります。

計画目標

- 1 広報活動の充実を図ります。
- 2 広聴活動の充実を図ります。

主な施策

1 広報活動の充実

- 広報紙、ホームページ、各種広報媒体を使った広報活動の充実
- ふれあい説明会（出張説明会）などの実施

2 広聴活動の充実

- 市政提案制度の実施
- 市民相談の実施
- パブリックコメントの実施



携帯端末による市ホームページの閲覧



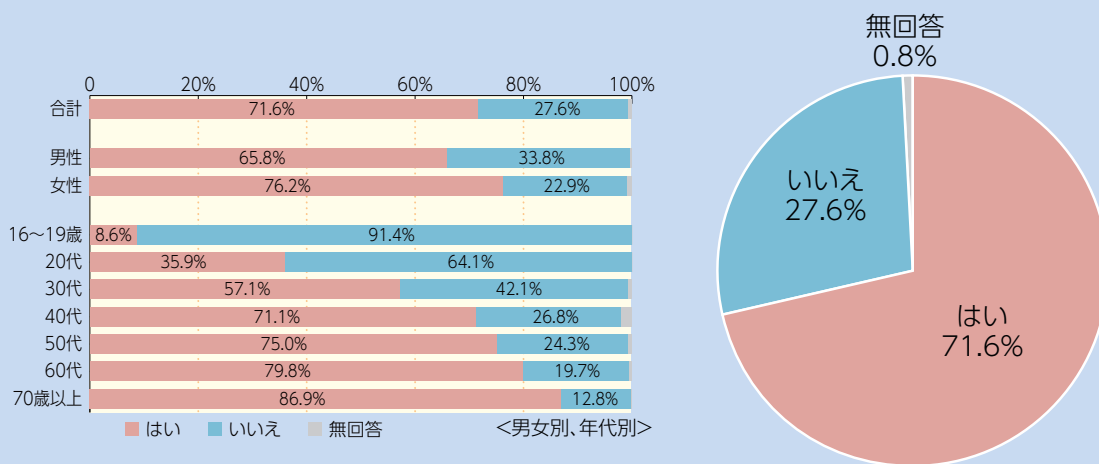
米子市ホームページ「よなごキッズページ」

数値目標

| 指標名 | | 市ホームページ（トップページ）年間閲覧数 | | | |
|--------------------------|----------|--|----------|----------|----------|
| 対応する計画目標 | | 指標の説明 | | | |
| 【計画目標1】 広報活動の充実を図ります。 | | スマートフォンなどの普及により、インターネットを利用した広報の必要性はますます高まっていることから、インターネット広報の一番大きな柱である市のホームページの閲覧数を5%引き上げ、768,000件以上にすることを目標とします。 | | | |
| 参考値 | | | | 現状値 | 目標値 |
| H23 | H24 | H25 | H26 | H26 | H32 |
| 697,623件 | 703,913件 | 679,030件 | 731,438件 | 731,438件 | 768,000件 |

参考資料

毎月、市報に目を通している市民の割合



＜平成 25 年 まちづくりに関する市民アンケートの結果＞

5 いきいきとした『まちづくり』 市民とともに、まちづくりを進める市役所づくり

まちづくりの基本方向

3 次世代につなげる行財政基盤の確立

基本計画 ① 効率的・効果的な行政運営の推進

現況と課題

本市では、これまで市民に必要なサービスを的確に提供していくために、厳しい財政環境のもと、既存の施策や制度を検証しながら、「最少の経費で最大の効果」をあげることを念頭に、さまざまな改革を実施してきました。

今後、少子高齢化の進展に伴い本市の人口も減少することが予測されており、本市の行政サービスのあり方にも多大な影響を与えるものと考えられます。

平成27(2015)年に策定した「第3次米子市行財政改革大綱(計画期間 平成27(2015)年度～平成31(2019)年度)」に従い、今後も、人口減少時代を見据え、多様な市民ニーズや新たな行政課題に迅速かつ柔軟に対応できる時代に即した効率的・効果的な組織体制の確立を図るとともに、事務事業の改善を推進していく必要があります。

また、事務事業の民間委託などを積極的に進めることにより、効率的・効果的な行政運営を推進していく必要があります。

計画目標

- 1 時代に即した効率的・効果的な組織体制の確立を図ります。
- 2 民間活力の活用を図ります。
- 3 事務改善を推進します。

主な施策

1 効率的・効果的な組織体制の確立

- 効率的かつ効果的な組織機構の確立
- 時代に即した定員管理の推進
- 再任用職員、任期付き職員などの多様な勤務形態の職員の活用

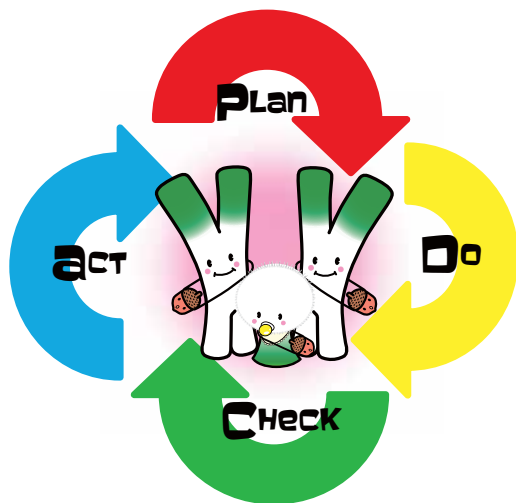
2 民間活力の活用

- 民間委託などの推進

3 事務改善の推進

- 事務事業のPDCAサイクルの確立
- 職員提案制度などの再構築
- マイナンバー制度(社会保障・税番号制度)を契機とした基幹業務システムの再構築に伴う事務の効率化

【関連する個別計画】 第3次米子市行財政改革大綱・実施計画
第3次米子市定員管理計画
第2次民間委託等推進計画



5 いきいきとした『まちづくり』 市民とともに、まちづくりを進める市役所づくり

まちづくりの基本方向

3 次世代につなげる行財政基盤の確立

基本計画 ② 持続可能な財政基盤の確立

現況と課題

本市では、限られた財源のなかで、新たな市民ニーズに対応するために、施策の重要性、緊急性などを勘案し、事業の「選択と集中」を推進してきました。

今後、厳しい財政環境のなかで、新たな市民ニーズに対応するためには、人口減少時代を見据えた行政サービスの再構築を図る必要があります。

特に、高度経済成長期に建設した公共施設、社会インフラなどが一斉に老朽化をむかえる公共施設などの老朽化問題については、公共施設などの長寿命化、統廃合などの対策を講じる必要があります。

平成27(2015)年に策定した「第3次米子市行財政改革大綱」に従い、将来にわたり持続可能な財政基盤を確立するために、中期的な視点に立った財政運営などの取組を推進していく必要があります。

計画目標

- 1 中長期的な視点に立った財政運営を図ります。
- 2 次世代を見据えた行政サービスの再構築を図ります。
- 3 歳入確保対策を推進します。

主な施策

1 中長期的な視点に立った財政運営

- 財政健全化判断比率の健全性の維持
- 基金の積立と市債未償還残高の低減
- 特別会計の経営健全化

2 次世代を見据えた行政サービスの再構築

- 公共施設、社会インフラ施設などの老朽化対策の推進
- 公共施設等総合管理計画の策定
- 外郭団体の行財政改革の促進
- 借地料見直しの推進

3 歳入確保対策の推進

- 滞納対策の推進(市税徴収率の目標設定、口座振替利用率の向上、コンビニ収納、クレジット決済など、新たな収納方法の導入)
- 受益者負担の検証
- 遊休地などの売却の推進
- 多様な歳入対策の推進(有料広告の導入、ふるさと納税など)



図書館雑誌スポンサー募集(有料広告)

【関連する個別計画】 第3次米子市行財政改革大綱・実施計画
米子市公共施設等総合管理計画

数値目標

| 指標名 | | 市債未償還残高の低減 (臨時財政対策債等特別債を除く普通会計) | | | |
|----------------------------------|-------|--|-------|-------|---------|
| 対応する計画目標 | | 指標の説明 | | | |
| 【計画目標1】 中長期的な視点に立った財政運営を図ります。 | | <p>新たな市債発行の抑制などにより市債未償還残高を、計画期間内に380億円以下まで低減することを目標とします。</p> <p>※ 市債未償還残高…公共事業などを実施するために借り入れたお金の残高を表します。</p> <p>※ 目標値は、「平成27年度米子市中期財政見通し」をもとに設定した数値です。</p> | | | |
| 参考値 | | | | 現状値 | 目標値 |
| H23 | H24 | H25 | H26 | H26 | H32 |
| 447億円 | 419億円 | 443億円 | 427億円 | 427億円 | 380億円以下 |

| 指標名 | | 財政健全化判断比率の健全性の維持 ①実質赤字比率 | | | |
|----------------------------------|------|--|------|------|------|
| 対応する計画目標 | | 指標の説明 | | | |
| 【計画目標1】 中長期的な視点に立った財政運営を図ります。 | | <p>計画期間内において、財政健全化法に基づく実質赤字比率の0%未満を維持することを目標とします。</p> <p>※ 財政健全化判断基準…自治体の財政健全度を示す指標として国が法律で定めたものです。</p> <p>※ 実質赤字比率…一般会計を対象とした実質赤字の標準財政規模(地方公共団体の標準的な状態で通常収入されると見込まれる経常的一般財源の規模)に対する比率を表します。</p> <p>※ 目標値は、「平成27年度米子市中期財政見通し」をもとに設定した数値です。</p> | | | |
| 参考値 | | | | 現状値 | 目標値 |
| H23 | H24 | H25 | H26 | H26 | H32 |
| 0%未満 | 0%未満 | 0%未満 | 0%未満 | 0%未満 | 0%未満 |

| 指標名 | | 財政健全化判断比率の健全性の維持 ②連結実質赤字比率 | | | |
|----------------------------------|-------|---|------|------|------|
| 対応する計画目標 | | 指標の説明 | | | |
| 【計画目標1】 中長期的な視点に立った財政運営を図ります。 | | <p>計画期間内において、財政健全化法に基づく連結実質赤字比率の0%未満を維持することを目標とします。</p> <p>※ 連結実質赤字比率…全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模(地方公共団体の標準的な状態で通常収入されると見込まれる経常的一般財源の規模)に対する比率を表します。</p> <p>※ 目標値は、「平成27年度米子市中期財政見通し」をもとに設定した数値です。</p> | | | |
| 参考値 | | | | 現状値 | 目標値 |
| H23 | H24 | H25 | H26 | H26 | H32 |
| 2.34% | 1.69% | 0%未満 | 0%未満 | 0%未満 | 0%未満 |

基本計画 ② 持続可能な財政基盤の確立

数値目標

| 指標名 | | 財政健全化判断比率の健全性の維持 ③実質公債費比率 | | | |
|---------------------------------|-------|--|-------|-------|-------|
| 対応する計画目標 | | 指標の説明 | | | |
| 【計画目標1】 中長期的視点に立った財政運営を図ります。 | | <p>計画期間内において、財政健全化法に基づく実質公債費比率を14%未満に低減することを目標とします。</p> <p>※ 実質公債費比率…地方債の元利償還金などのうち、一般会計などが負担した額の標準財政規模(地方公共団体の標準的な状態で通常収入されると見込まれる経常的一般財源の規模)に対する比率を表します。</p> <p>※ 目標値は、「平成27年度米子市中期財政見通し」をもとに設定した数値です。</p> | | | |
| 参考値 | | | | 現状値 | 目標値 |
| H23 | H24 | H25 | H26 | H26 | H32 |
| 20.8% | 19.8% | 18.6% | 16.8% | 16.8% | 14%未満 |

| 指標名 | | 財政健全化判断比率の健全性の維持 ④将来負担比率 | | | |
|---------------------------------|--------|--|--------|--------|--------|
| 対応する計画目標 | | 指標の説明 | | | |
| 【計画目標1】 中長期的視点に立った財政運営を図ります。 | | <p>計画期間内において、財政健全化法に基づく将来負担比率を135%未満に低減することを目標とします。</p> <p>※ 将来負担比率…地方債の残高などのように一般会計などが将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模(地方公共団体の標準的な状態で通常収入されると見込まれる経常的一般財源の規模)に対する比率を表します。</p> <p>※ 目標値は、「平成27年度米子市中期財政見通し」をもとに設定した数値です。</p> | | | |
| 参考値 | | | | 現状値 | 目標値 |
| H23 | H24 | H25 | H26 | H26 | H32 |
| 179.0% | 161.7% | 162.2% | 153.5% | 153.5% | 135%未満 |



基本計画 ② 持続可能な財政基盤の確立

数値目標

| 指標名 | | 市税の徴収率(現年分) | | | |
|--------------------------|--------|--|--------|--------|----------|
| 対応する計画目標 | | 指標の説明 | | | |
| 【計画目標3】 歳入確保対策を推進します。 | | 滞納整理事務の進行管理を徹底し、市税の収入未済金の縮減を図るとともに、債権整理の促進や口座振替の加入促進に取り組み、市税の現年分の徴収率を99.00%以上にすることを目標とします。 | | | |
| 参考値 | | | | 現状値 | 目標値 |
| H23 | H24 | H25 | H26 | H26 | H32 |
| 98.52% | 98.68% | 98.92% | 98.94% | 98.94% | 99.00%以上 |

| 指標名 | | 国民健康保険料(後期高齢者医療保険料含む)の徴収率(現年分) | | | |
|--------------------------|--------|---|--------|--------|----------|
| 対応する計画目標 | | 指標の説明 | | | |
| 【計画目標3】 歳入確保対策を推進します。 | | 徴収事務などの抜本的な見直しを行うこと、積極的な口座振替の加入促進を図ることなどにより、国民健康保険料(後期高齢者医療保険料含む)の徴収率の現年分の徴収率を95.56%以上にすることを目標とします。 | | | |
| 参考値 | | | | 現状値 | 目標値 |
| H23 | H24 | H25 | H26 | H26 | H32 |
| 91.30% | 91.62% | 91.77% | 91.96% | 91.96% | 95.56%以上 |

| 指標名 | | 介護保険料の徴収率(現年分) | | | |
|--------------------------|--------|---|--------|--------|----------|
| 対応する計画目標 | | 指標の説明 | | | |
| 【計画目標3】 歳入確保対策を推進します。 | | 納付勧奨の強化のほか、厳正な滞納処分や給付制限の実施など総合的・継続的な取組により、介護保険料の現年分の徴収率を98.80%以上にすることを目標とします。 | | | |
| 参考値 | | | | 現状値 | 目標値 |
| H23 | H24 | H25 | H26 | H26 | H32 |
| 98.49% | 98.49% | 98.56% | 98.56% | 98.56% | 98.80%以上 |

5 いきいきとした『まちづくり』 市民とともに、まちづくりを進める市役所づくり

まちづくりの基本方向

3 次世代につなげる行財政基盤の確立

基本計画 ③ 次代を担う人材の育成と職員の資質向上

現況と課題

社会情勢の変化や多様化する市民ニーズに柔軟かつ的確に対応するためには、個々の職員の資質向上が必要です。また、団塊世代以降の大量退職の時期をむかえ、業務上の知識やスキルの継承も重要な課題となります。

一方、厳しい財政環境のもとでまちづくりを進めるために、職員は最少の人数で効率的に業務を遂行しなければなりません。

このため、平成27(2015)年に策定した「第3次米子市行財政改革大綱」や「米子市職員人材育成基本方針」に従い、「職員研修」、「人事管理」、「職場の環境づくり」を人材育成と職員の資質向上の3本の柱として相互に連携させ、計画的に人材を育成していく必要があります。

計画目標

- 1 職員の資質向上のための研修の充実を図ります。
- 2 やる気を高め、能力を最大限に引き出す人事管理を推進します。
- 3 人を育て、活力を生み出す職場づくりを図ります。

主な施策

1 職員の資質向上のための研修の充実

- 企画・立案・業務改善能力向上に資する研修の実施
- 専門性を高めるための外部研修機関の研修や先進地視察などの拡充
- 各階層別に要求される能力を明確化し、職員の自己啓発を促進

2 適切な人事管理の推進

- 人材の確保
- 人事評価制度の適正な運用
- 他の組織との人的交流

3 活力を生み出す職場づくりの推進

- 組織目標の明確化
- 管理監督者の意識改革など
- 健康管理対策の推進
- ハラスメント対策

【関連する個別計画】 第3次米子市行財政改革大綱・実施計画
米子市職員人材育成基本方針

数値目標

| 指標名 | | 特定研修機関における研修受講率 | | | |
|-----------------------------------|-----|---|-----|-----|-------|
| 対応する計画目標 | | 指標の説明 | | | |
| 【計画目標1】 職員の資質向上のための研修の充実を図ります。 | | 全国市町村研修財団の研修施設、自治大学校、国土交通大学校、地方共同法人日本下水道事業団の研修施設などの高度な専門知識・技能の習得、実践的な応用力の養成を目的とする特定研修機関における研修を受講した職員の割合を、43%以上にする 것을目標とします。 | | | |
| 参考値 | | | | 現状値 | 目標値 |
| H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H32 |
| 27% | 27% | 28% | 30% | 33% | 43%以上 |

| 指標名 | | 中堅職員の能力開発・向上研修受講率 | | | |
|-----------------------------------|-----|--|-----|------|------|
| 対応する計画目標 | | 指標の説明 | | | |
| 【計画目標1】 職員の資質向上のための研修の充実を図ります。 | | 40歳の職員のうち、40歳到達年度に能力向上研修を3科目以上受講している職員の割合です。 管理監督者としてのスキルを早い段階で習得させるため、30歳から40歳までの間に、企画立案、政策形成、業務マネジメント、人材育成などに関する能力開発・向上研修を3科目以上受講した職員の割合を、100%にする 것을目標とします。 | | | |
| 参考値 | | | | 現状値 | 目標値 |
| H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H32 |
| — | — | — | — | 9.7% | 100% |



職員研修

5 いきいきとした『まちづくり』 市民とともに、まちづくりを進める市役所づくり

まちづくりの基本方向 4 電子自治体の推進

基本計画 ① 情報システムの適切な管理

現況と課題

個人情報を含む重要な情報を取り扱い、市民サービスの基礎となる各種情報システムについては、不正アクセス対応などの高い情報セキュリティと安定的な運用が求められています。

また、情報システムの更新や新規導入にあたり、標準のパッケージシステム（メーカーが全国の自治体向けなどに作製した汎用的なソフトウェア）を積極的に採用し、システムに合わせた業務プロセスの見直しを行うことで、経費を抑制するとともに、情報システムの最適化を推進していく必要があります。

計画目標

- 1 情報システムの安定的な運用を図ります。
- 2 情報システム最適化を推進し、経費削減を図ります。

主な施策

1 情報システムの安定稼働

- 情報システムの安定的な運用
- 情報セキュリティの強化

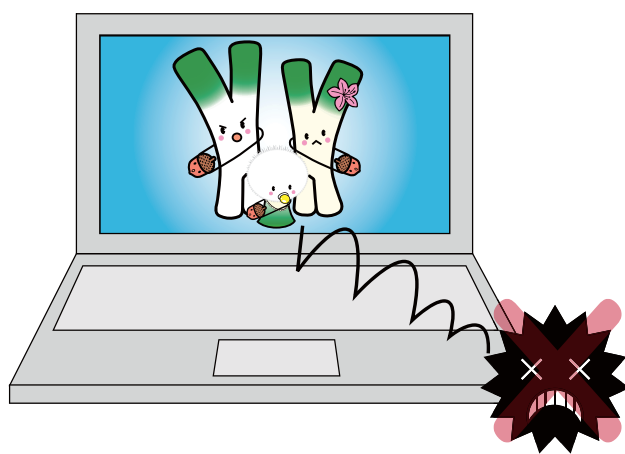
2 情報システムの最適化の推進

- パッケージシステムの導入推進
- 業務プロセスの見直しの推進

【関連する個別計画】 米子市 ICT 部門業務継続計画

数値目標

| 指標名 | | 基幹業務システムの運用経費の削減 | | | |
|-------------------------------------|-----------|---|-----------|-----------|---------|
| 対応する計画目標 | | 指標の説明 | | | |
| 【計画目標2】 情報システム最適化を推進し、経費削減を図ります。 | | 基幹業務システム(住民基本台帳、税、国民健康保険など)の運用経費(機器のリース料含む)を、平成26年度の実績から10%以上削減することを目標とします。 | | | |
| 参考値 | | | | 現状値 | 目標値 |
| H23 | H24 | H25 | H26 | H26 | H32 |
| 1億6,016万円 | 1億6,725万円 | 1億5,782万円 | 1億5,292万円 | 1億5,292万円 | 10%以上削減 |



5 いきいきとした『まちづくり』 市民とともに、まちづくりを進める市役所づくり

まちづくりの基本方向 4 電子自治体の推進

基本計画 ② 情報通信技術を活用した市民サービスの向上

現況と課題

情報通信技術 (ICT) の飛躍的な発達に伴い、情報通信技術や、マイナンバー制度 (社会保障・税番号制度) を活用した、簡素・迅速で、身近な場所で必要なときに受けることができる、利便性の高い市民サービスの需要が高まっています。

また、市の保有する情報 (統計情報、公共施設位置情報など) を商業利用を含むあらゆる目的で誰でも利用できる電子データや地理空間情報として公開することにより、市民や企業に活用してもらうオープンデータ^①や地理空間情報^②施策についても推進していく必要があります。

計画目標

- 1 オンライン行政手続の高度化を推進します。
- 2 オープンデータ、地理空間情報施策を推進します。

主な施策

- 1 オンライン行政手続の推進
 - 既存のオンライン行政手続の高度化
 - 新たなオンライン行政手続の実現
- 2 オープンデータ、地理空間情報施策の推進
 - オープンデータ、地理空間情報施策の推進



- ①自治体などが保有する公共データが、住民や企業などの利活用しやすいように機械判読に適した形で、二次利用可能なルールのもとで公開されること。また、そのように公開されたデータ。
- ②地理・空間に関係づけられた情報。情報の例としては地図・空中写真・統計データなど。

数値目標

| 指標名 | | オンライン行政手続の利用件数 ＜年間＞ | | | |
|---------------------------------|---------|---|---------|---------|---------|
| 対応する計画目標 | | 指標の説明 | | | |
| 【計画目標1】 オンライン行政手続の高度化を推進します。 | | 市民などがオンラインで行政手続(電子申告、電子申請、図書予約、施設予約、ふるさと納税、コンビニ証明交付、イベント参加申込など)を行った件数を、80,000件にすることを目標とします。 | | | |
| 参考値 | | | | 現状値 | 目標値 |
| H23 | H24 | H25 | H26 | H26 | H32 |
| 18,423件 | 11,928件 | 39,279件 | 24,464件 | 24,464件 | 80,000件 |

| 指標名 | | オープンデータ、地理空間情報の公開数 ＜平成28年度から平成32年度の合計＞ | | | |
|------------------------------------|-----|---|-----|-----|------|
| 対応する計画目標 | | 指標の説明 | | | |
| 【計画目標2】 オープンデータ、地理空間情報施策を推進します。 | | オープンデータ、地理空間情報の公開数を20項目にすることを目標とします。 | | | |
| 参考値 | | | | 現状値 | 目標値 |
| H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H32 |
| 0項目 | 0項目 | 0項目 | 0項目 | 0項目 | 20項目 |

5 いきいきとした『まちづくり』 市民とともに、まちづくりを進める市役所づくり

まちづくりの基本方向

5 広域連携の推進

基本計画 ① 鳥取県西部圏域における自治体連携の強化

現況と課題

鳥取県西部圏域では、鳥取県西部広域行政管理組合において、消防、不燃物処理（リサイクル処理など）、し尿処理、火葬場の運営、介護・障害認定審査など、また、米子・日吉津村中学校組合においては中学校の運営の共同処理事務を行っていますが、今後の人口減少社会においても持続可能な行財政運営や新たな行政課題に対応するため、鳥取県西部広域行政管理組合などの一部事務組合制度のほか、地方公共団体が相互に連携する連携協約制度などの手法を含め、共同処理事務の充実・強化を図り、より効率的で効果的な行政運営を推進する必要があります。

また、鳥取県西部9市町村で構成する鳥取県西部地域振興協議会では、国県に対する要望や企業誘致、雇用の創出につながる取組などを行っていますが、これからも、圏域の中心市として、県西部圏域市町村との密接な連携を図り、圏域の一体的な発展に努めていく必要があります。

計画目標

- 1 鳥取県西部広域行政管理組合などで行う共同処理事務の充実・強化を図ります。
- 2 鳥取県西部地域振興協議会などを通じて、西部圏域市町村との連携強化を図ります。

主な施策

① 一部事務組合などによる共同処理事務の充実・強化

- 鳥取県西部広域行政管理組合などの共同処理事務の充実・強化
- 連携協約などによる新たな共同処理事務の構築にむけた検討

② 西部圏域市町村との連携強化

- 鳥取県西部地域振興協議会などの活動促進
- 圏域の市町村が一体となった連携事業の推進

【関連する個別計画】 鳥取県西部広域市町村圏計画



鳥取県西部地域振興協議会による要望活動

鳥取県西部広域行政管理組合の施設



米子消防署



リサイクルプラザ



米子浄化場



白浜浄化場



桜の苑



うなばら荘

5 いきいきとした『まちづくり』 市民とともに、まちづくりを進める市役所づくり

まちづくりの基本方向 5 広域連携の推進

基本計画 ② 中海・宍道湖・大山圏域における自治体連携の強化

現況と課題

国の定住自立圏構想に基づく中海圏域定住自立圏（構成市：米子市・松江市・境港市・安来市）は、平成21（2009）年10月に協定を締結し、全国でも数少ない県境を越えた定住自立圏を形成しました。その後、平成26（2014）年10月に「中海圏域定住自立圏共生ビジョン（第2次）」を策定し、定住自立圏の実現にむけた取組を推進しています。

また、中海・宍道湖・大山圏域市長会は、米子市、境港市、松江市、出雲市および安来市に、オブザーバーとして鳥取県西部7町村を加え、平成24（2012）年4月に結成しました。その後、平成25（2013）年3月に「中海・宍道湖・大山圏域振興ビジョン」を策定し、圏域の将来像「水と緑がつながる 人がつながる 神話の国から 未来へつなげる」の実現にむけ、産業振興、観光振興、環境の充実、連携と協働の4つの基本方向に基づき、圏域内企業のビジネスマッチングや海外商談会への参加支援、クルーズ客船寄港時のおもてなし事業、中海・宍道湖・大山ブロック経済協議会との連携など、圏域が一体的に発展していくための事業を実施しています。

今後も本圏域が有している地域資源や優位性をいかし、圏域の一体感の醸成と連携の強化を図りながら、共通した課題の解決や圏域の一体的な発展を図る取組を推進していく必要があります。

計画目標

- 1 中海圏域定住自立圏の形成協定に基づく取組を推進します。
- 2 中海・宍道湖・大山圏域市長会を中心に、圏域の一体的な発展を図るための取組を推進します。

主な施策

- 1 中海圏域定住自立圏の形成協定に基づく連携強化
 - 中海圏域定住自立圏共生ビジョンに基づく取組の推進
- 2 中海・宍道湖・大山圏域市長会の構成自治体との連携強化
 - 中海・宍道湖・大山圏域振興ビジョンに基づく取組の推進

【関連する個別計画】

- 中海・宍道湖・大山圏域振興ビジョン
- 中海圏域定住自立圏共生ビジョン（第2次）



中海・宍道湖・大山圏域振興ビジョン

中海・宍道湖・大山圏域市長会の取組



平成 27 年度 中海・宍道湖・大山圏域市長会 第 1 回総会



山陰いいものマルシェ



台湾旅行会社商談会



クルーズ客船寄港時のおもてなし



子ども探検クルーズ



中海・宍道湖・大山圏域と備後地区における災害時の相互応援に関する協定書調印式

5 いきいきとした『まちづくり』 市民とともに、まちづくりを進める市役所づくり

まちづくりの基本方向 5 広域連携の推進

基本計画 ③ 広域的な連携・交流の推進

現況と課題

交通基盤の整備や大規模災害対策、観光の交流人口の拡大などの行政課題については、都道府県の区域を越えたより広域的な連携による取組の充実が必要です。

これまで、高速道路や高速鉄道網の整備促進など、共通の行政課題をもつ県や市町村などとの連携や他地域との災害時相互応援協定の締結など、相互にメリットがある分野で連携した取組を行っています。今後も、相互に共通した行政課題の解決や相互補完、応援協力などにより施策の充実が見込める分野については、積極的な連携を推進していく必要があります。

計画目標

- 1 相互に共通した行政課題に対する広域的な連携の充実を図ります。
- 2 相互補完や応援協力など他地域との連携や交流による施策の充実と地域の活性化を図ります。

主な施策

- 1 広域行政課題に対する連携の充実
 - 高速道路や高速鉄道網などの交通基盤整備促進の取組
- 2 相互補完や応援協力などによる連携の促進
 - 災害時における相互応援協力体制の拡大
 - 他市町村との文化・観光などにおける交流の促進



全線4車線化にむけた関係団体との中国横断自動車道 岡山米子線利用促進 PR イベント



大阪府河内長野市との「災害時相互応援協定」締結式

5 いきいきとした『まちづくり』 市民とともに、まちづくりを進める市役所づくり

まちづくりの基本方向

6 国・県等関係機関等との連携強化

基本計画 ① 国・県等との連携強化

現況と課題

本市の行政運営を円滑に進めていくためには、国・県などの関係機関等との連携が不可欠です。

国・県などの計画、施策、事業については、正確かつ迅速な情報収集や情報交換に努め、本市施策との整合を図るとともに、本市施策に適切かつ有効にいかしていく必要があります。

また、国・県に対する要望活動や全国市長会、中国市長会、鳥取県市長会の活動などを通じた意見交換を積極的に実施していく必要があります。

計画目標

1 国・県などとの連携強化を図ります。

主な施策

1 国・県などとの連携強化

- 国や全国自治体の施策情報などを提供する行政情報サイトの利用
- 施策、事業などに関する意見交換、情報交換の推進
- 国・県に対する要望活動の実施
- 国・県などの計画、施策、事業への協力
- 全国市長会、中国市長会、鳥取県市長会を通じた要望活動の実施



5 いきいきとした『まちづくり』 市民とともに、まちづくりを進める市役所づくり

まちづくりの基本方向

6 国・県等関係機関等との連携強化

基本計画 ② 高等教育機関との連携強化

現況と課題

本市には、高等教育機関として鳥取大学医学部、米子工業高等専門学校があり、さらに福祉分野での人材育成を目的としたYMCA米子医療福祉専門学校があり、それらの存在は、教育のみにとどまらず、雇用・経済に大きな影響があります。また、本市の各種審議会・協議会などへの参画など政策形成・立案においても重要な役割を担っていただいています。

今後も連携を強化し、各教育機関のもつ知的資源、技術などを地域活性化につなげていくとともに行政運営にいかしていく必要があります。

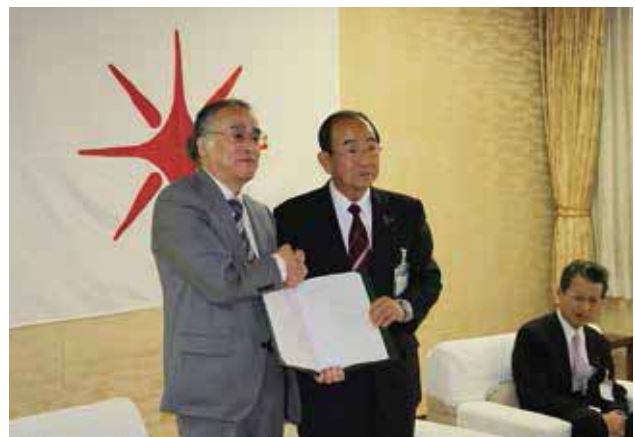
計画目標

1 高等教育機関との意見交換会の実施および産学官連携組織を通じた連携を強化します。

主な施策

1 高等教育機関との連携強化

- 鳥取大学との連絡協議会、医学部との意見交換会の開催、鳥取大学振興協力会を通じた連携の強化
- 米子工業高等専門学校振興協力会を通じた連携の強化



関西学院大学人間福祉学部との交流連携協定の締結

5 いきいきとした『まちづくり』 市民とともに、まちづくりを進める市役所づくり

まちづくりの基本方向

7 まち・ひと・しごと創生(地方創生)の推進

基本計画 ① まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進

現況と課題

本市の人口は、平成17年(2005)年の合併以後、15万人程度を維持していますが、今後は、人口が減少に転じ、少子高齢化がいつそう進展することが見込まれています。

国においては、平成26(2014)年に「まち・ひと・しごと創生法」が制定され、国・地方それぞれにおいて、人口の現状と将来の展望を示す長期ビジョンおよび今後5年間の取組を盛り込んだ総合戦略を定め、急速な少子高齢化・人口減少への対応など、いわゆる地方創生を国と地方が一体となって推進することとされました。

そこで、本市は、平成27年(2015)年10月に「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、「米子がいな創生総合戦略(米子市人口ビジョンおよび米子市まち・ひと・しごと創生総合戦略)」を策定し、地方創生の取組を総合的かつ計画的に推進していくこととしました。

今後は、人口減少社会にあっても本市の活力を維持し元気な米子市を創生していくため、「米子がいな創生総合戦略」に基づき、経済の活性化による雇用の確保、移住定住の促進、結婚・出産・子育ての支援などの地方創生の取組を着実に推進していく必要があります。

計画目標

- 1 地方創生の取組を着実に推進します。
- 2 地方創生の取組を検証し、必要な見直しを行います。

主な施策

1 地方創生の取組の着実な推進

- しごとを守り生み出す元気なまち米子の創生
- ひとを呼ぶ魅力あるまち米子の創生
- ひとを愛し育む希望のまち米子の創生
- 助け合いみんなで伸びるまち米子の創生

2 地方創生の取組の検証と見直し

- 取組の進捗、効果などの検証
- 検証に基づく取組の見直し
- 地方創生有識者会議による外部検証

【関連する個別計画】 米子がいな創生総合戦略

数値目標

| 指標名 | | 米子がいな創生総合戦略に掲げた取組(施策)を実施または着手した割合 | | | |
|------------------------------|-----|--|-----|-----|------|
| 対応する計画目標 | | 指標の説明 | | | |
| 【計画目標1】 地方創生の取組を着実に推進します。 | | 平成27(2015)年10月に策定した「米子がいな創生総合戦略」に掲げた取組(施策)を、その計画期間の終期(平成31年度末)までに全て実施または着手することを目標とします。 (参考)策定時の取組(施策数):91施策 | | | |
| 参考値 | | 現状値 | | 目標値 | |
| H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H32 |
| — | — | — | — | — | 100% |

参考資料

米子がいな創生総合戦略の概要

- ◆策定年月日 平成27年10月27日
- ◆計画期間 平成27年度～平成31年度(5年間)

◆具体的な取組(政策・施策)

次表のとおり、4つの政策分野と25の施策分野で政策・施策の体系を構成。
なお、具体的な施策の数は、策定時において91施策。

地方創生の取組に向けたキャッチフレーズ

“ヨナゴがい～な!”
「みんな」に選ばれる「まち」
みんなの米子のがいな創生を目指して

政策分野Ⅰ しごとを守り生み出す元気なまち米子

～経済の活性化を図り、安定した雇用を創出します～

【数値目標】

- 雇用創出数(累計)
⇒5年後(平成31年度)までに、新たに3,000人以上

【施策分野】

- 1 企業誘致の推進と地元企業への支援
- 2 「守ります!」中小企業への支援
- 3 「あなたも社長!」創業・事業承継への支援
- 4 産学金官連携その他多様な連携による新事業・新産業の創出促進
- 5 「大山山麓の恵み届けます!」ブランド化戦略の推進
- 6 頑張る女性の再就労の支援
- 7 いつまでも若々しい高齢者等の活躍の促進
- 8 きらりと輝くNPO、市民団体等の活躍の促進
- 9 次世代へつなぐ農業の多様な担い手づくり

政策分野Ⅲ ひとを愛し育む希望のまち米子

～少子化対策の推進を図り、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえます～

【数値目標】

- 合計特殊出生率
⇒5年後(平成31年)において、1.80程度以上(平成25年:1.78)
- 出生数(年間)
⇒5年後(平成31年)において、1,500人程度(平成26年:1,330人)

【施策分野】

- 1 「結婚から子育てまで!」総合的学習機会と結婚につながる出会いの場の提供
- 2 子育て世帯への経済的支援
- 3 「保育の環境整えます!」保育サービス等の充実
- 4 乳幼児保健・育児支援の充実
- 5 妊娠・出産の支援
- 6 「働き方改革しませんか!」仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の促進

政策分野Ⅱ ひとを呼ぶ魅力あるまち米子

～移住定住の促進・人口流出の抑制・魅力あるまちづくりの推進を図り、新しい人の流れをつくります～

【数値目標】

- 人口の社会増減(年間)
⇒5年後(平成31年)において、プラス200人(平成26年:マイナス149人)
- 県外からの移住者数(累計)
⇒5年後(平成31年度)までに、新たに1,500人以上
- 米子・皆生温泉周辺の観光客入込み客数(年間)
⇒5年後(平成31年)において、178万人以上(平成26年:139万4千人)
- 皆生温泉宿泊客数(年間)
⇒5年後(平成31年)において、47万5千人以上(平成26年:42万8千人)
- 皆生温泉の外国人宿泊客数(年間)
⇒5年後(平成31年)において、17,100人以上(平成26年:10,628人)

【施策分野】

- 1 移住定住「ヨナゴYターンプロジェクト」の推進
- 2 「若い力募集中!」若者の人口流出抑制と学生等市外転出者のふるさと回帰促進
- 3 郷土を愛する「よなごっ子」の人材育成
- 4 中心市街地の魅力アップ
- 5 「ヨナゴがい～な!」市の魅力の内外への情報発信
- 6 「交流人口拡大中!」観光客・コンベンションの誘致の推進
- 7 「伝えよう!おもてなしの心!」外国人観光客対策の推進
- 8 自転車の活用の推進を視点にしたまちづくり

政策分野Ⅳ 助け合いみんなで伸びるまち米子

～広域連携を推進し、圏域の一体的な発展を図ります～

【数値目標】

- 中海・宍道湖・大山圏域人口(鳥取県西部圏域を含む)
⇒5年後(平成31年)において、65万4千人以上(平成22年:約66万2千人)

【施策分野】

- 1 鳥取県西部圏域が連携した地方創生への取組
- 2 中海・宍道湖・大山圏域が連携した地方創生への取組



米子がいな創生総合戦略のロゴマーク